

平成30年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明資料（附属資料）

（2月9日提案分）

警察本部

目 次

	ページ
1 神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表	1
2 神奈川県暴力団排除条例新旧対照表	2
3 神奈川県警察交通安全センターにおける 手数料の徴収に関する条例新旧対照表.....	8
4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する 法律施行条例新旧対照表.....	10
5 神奈川県道路交通法関係手数料条例新旧対照表	12
6 神奈川県警察職員宿舎整備運営事業（第2期）事業契約の概要.....	31

1 神奈川県地方警察職員定数条例（昭和 29 年神奈川県条例第 32 号）

改正後		改正前																																									
第 1 条 （略） （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第 1 条 （略） （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警察官</td> <td>警 視</td> <td>393 人</td> </tr> <tr> <td>警 部</td> <td>926 人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡查部長</td> <td>9,438 人</td> </tr> <tr> <td>巡查（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）</td> <td>4,946 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,703 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警察官以外の職員</td> <td>1,675 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>17,378 人</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分		定数	警察官	警 視	393 人	警 部	926 人	警部補及び巡查部長	9,438 人	巡查（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946 人	計	15,703 人	警察官以外の職員		1,675 人	合 計		17,378 人	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警察官</td> <td>警 視</td> <td>393 人</td> </tr> <tr> <td>警 部</td> <td>926 人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡查部長</td> <td>9,438 人</td> </tr> <tr> <td>巡查（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）</td> <td>4,946 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,703 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警察官以外の職員</td> <td>1,676 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>17,379 人</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分		定数	警察官	警 視	393 人	警 部	926 人	警部補及び巡查部長	9,438 人	巡查（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946 人	計	15,703 人	警察官以外の職員		1,676 人	合 計		17,379 人
職員の区分		定数																																									
警察官	警 視	393 人																																									
	警 部	926 人																																									
	警部補及び巡查部長	9,438 人																																									
	巡查（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946 人																																									
	計	15,703 人																																									
警察官以外の職員		1,675 人																																									
合 計		17,378 人																																									
職員の区分		定数																																									
警察官	警 視	393 人																																									
	警 部	926 人																																									
	警部補及び巡查部長	9,438 人																																									
	巡查（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946 人																																									
	計	15,703 人																																									
警察官以外の職員		1,676 人																																									
合 計		17,379 人																																									
2～4 （略） 第 3 条 （略）		2～4 （略） 第 3 条 （略）																																									

2 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに少年の健全な育成を図るための措置</u>（第16条～第21条）</p> <p>第4章 事業活動等における暴力団排除（第22条～<u>第26条の2</u>）</p> <p>第5章 雑則（第27条～<u>第31条</u>）</p> <p>第6章 罰則（<u>第32条～第35条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第12条（略）</p> <p><u>（暴力団からの離脱促進）</u></p> <p>第12条の2 <u>県は、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するため、関係機関等と連携を図りながら、暴力団から離脱する意思を有する者その他関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第13条・第14条（略）</p> <p><u>（国等との連携）</u></p> <p>第15条 県は、<u>国、他の地方公共団体、関係機関等と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。</u></p> <p>第3章 <u>暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに少年の健全な育成を図るための措置</u></p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域等）</p> <p>第16条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内において、開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法に規定する児童相談所</u></p> <p>(4) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館</u></p> <p>(5) <u>図書館法（昭和25年法律第118号）第2</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>少年の保護及び健全育成を図るための措置</u>（第16条～第21条）</p> <p>第4章 事業活動等における暴力団排除（第22条～<u>第26条</u>）</p> <p>第5章 雑則（第27条～<u>第30条</u>）</p> <p>第6章 罰則（<u>第31条～第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第12条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第13条・第14条（略）</p> <p><u>（国及び他の地方公共団体との連携）</u></p> <p>第15条 県は、<u>国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。</u></p> <p>第3章 <u>少年の保護及び健全育成を図るための措置</u></p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域等）</p> <p>第16条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内において、開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</u></p> <p>(4) <u>都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</u></p> <p>(5) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第</u></p>

<p>条第1項に規定する図書館</p> <p>(6) <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定された建造物</u></p> <p>(7) <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</u></p> <p>(8) <u>都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</u></p> <p>(9) <u>更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所</u></p> <p>(10) <u>少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院</u></p> <p>(11) <u>少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>2 <u>暴力団事務所は、前項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の区域において、開設し、又は運営してはならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定は、第1項若しくは第2項に規定する区域以外の区域において開設され、若しくは運営される暴力団事務所又は前項の規定により第1項若しくは第2項の規定を適用しないこととされた暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対する当該暴力団事務所の使用の差止めの請求、損害</u></p>	<p>20条に規定する公民館</p> <p>(6) <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置され、又は土地をこれらの施設の用に供するものと決定されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、第1項に規定する区域以外の区域において開設され、若しくは運営される暴力団事務所又は前項の規定により第1項の規定を適用しないこととされた暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対する当該暴力団事務所の使用の差止めの請求、損害賠償請求その他の周辺住民の正</u></p>
--	--

賠償請求その他の周辺住民の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

(暴力団事務所の使用禁止命令)

第16条の2 公安委員会は、前条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該事務所を現に使用している者に対し、当該事務所を次の各号に掲げる用に供してはならない旨を命ずることができる。

- (1) 暴力団員の集合の用
- (2) 暴力団の会合、儀式、指揮命令、連絡の用
- (3) 凶器その他の犯罪の用に供されると認められる物件の製造又は保管の用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員の連絡場所、宿泊所その他の暴力団の活動の用

(禁止行為)

第17条 (略)

2 暴力団員は、少年有害行為(少年が犯罪による被害を受けること又は暴力団員がその活動に少年を利用することを特に防止する必要があるものとして公安委員会規則で定める行為をいう。)を少年に行う目的又は少年に行わせる目的で、少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (3) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押しかけること。

3 前項第2号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達するこ

当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

(新設)

(禁止行為)

第17条 (略)

2 暴力団員は、暴力団の活動に利用する目的で少年を同行させてはならない。

3 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、少年に金銭、物品その他の財産上の利益を供与してはならない。

とができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第17条の2 暴力団員は、暴力団の活動に利用する目的で少年を同行させてはならない。

2 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、少年に金銭、物品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(中止命令等)

第18条 公安委員会は、第17条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第17条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした暴力団員が更に反復して他の少年に対しても当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

第19条 (略)

(警察官の措置)

第20条 警察官は、第17条第1項若しくは第2項若しくは第17条の2の規定に違反する行為が行われており、又は行われるおそれがあると認めるとき、前条の通報を受けたときその他少年が暴力団員等と交際しており、又は交際するおそれがあると認めるときは、その少年に対して暴力団員等と交際しないよう必要な指導をするほか、少年の健全な育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第21条～第26条 (略)

(名義利用等の禁止)

第26条の2 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない。

第5章 雑則

(調査及び立入り)

第27条 公安委員会は、第16条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されていると認めるときは、公安委員

(新設)

(中止命令)

第18条 公安委員会は、前条第1項の規定に違反した暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命ずることができる。

(新設)

第19条 (略)

(警察官の措置)

第20条 警察官は、第17条の規定に違反する行為が行われており、又は行われるおそれがあると認めるとき、前条の通報を受けたときその他少年が暴力団員等と交際しており、又は交際するおそれがあると認めるときは、その少年に対して暴力団員等と交際しないよう必要な指導をするほか、少年の健全な育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第21条～第26条 (略)

(新設)

第5章 雑則

(調査)

第27条 (新設)

会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する区域内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 公安委員会は、第17条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をした疑い（第25条第2項の規定に違反する行為をしようとしている疑いを含む。）があると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実（同項の規定に違反する行為をしようとしている疑いがあると認められる場合にあつては、当該行為をしようとしている事実）を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第28条 公安委員会は、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項、第26条第2項又は第26条の2第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

2 （略）

（公表）

第29条 公安委員会は、必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他の公安委員会規則で定める事項を公表することができる。

（1）正当な理由なく第27条第4項に規定する説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした者

（新設）

（新設）

公安委員会は、第17条第1項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑い（第25条第2項の規定に違反する行為をしようとしている疑いを含む。）があると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実（同項の規定に違反する行為をしようとしている疑いがあると認められる場合にあつては、当該行為をしようとしている事実）を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第28条 公安委員会は、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項又は第26条第2項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

2 （略）

（公表）

第29条 公安委員会は、必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他の公安委員会規則で定める事項を公表することができる。

（1）正当な理由なく第27条の規定による説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした者

<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(行政手続条例の適用除外)</u></p> <p><u>第30条 第18条第1項の規定による命令については、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。</u></p> <p>第6章 罰則</p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第16条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者</u></p> <p>(2) <u>第16条の2の規定による命令に違反した者</u></p> <p><u>第33条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第34条 第27条第1項に規定する説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明をし、虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>(両罰規定)</u></p> <p><u>第35条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。</u></p> <p>第6章 罰則</p> <p><u>第31条 第16条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第32条 第18条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第33条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

3 神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）

改正後	改正前								
<p><u>神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、神奈川県警察運転免許センターで行う自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車並びに道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）の運転の練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(手数料の徴収)</u></p> <p><u>第2条 知事は、自動車の運転の練習（以下「運転練習」という。）をしようとする者から、運転練習手数料として、別表第1に掲げる額の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>2 知事は、運転適性検査を受けようとする者から運転適性検査手数料として、別表第2に掲げる額の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>3 前2項の手数料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(手数料の減免)</u></p> <p><u>第3条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。</u></p> <p><u>第4条・第5条 (略)</u></p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">自動車の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">持ち込んだ自動車を使用して運転練習をする場合</th> <th style="text-align: center;">知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大型自動車 (トラック)</td> <td style="text-align: center;">1回につき 4,050円</td> <td style="text-align: center;">1回につき 8,550円</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種類	金 額		持ち込んだ自動車を使用して運転練習をする場合	知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合	大型自動車 (トラック)	1回につき 4,050円	1回につき 8,550円	<p><u>神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、神奈川県警察交通安全センター（以下「交通安全センター」という。）で行なう運転者の性格等に関する適性検査（以下「適性検査」という。）の手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(手数料の徴収)</u></p> <p><u>第2条 適性検査を受けようとする者から、次の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>(1) 検査所要時間1時間を基準とするペーパーテスト 1人1回につき 300円</u></p> <p><u>(2) 検査所要時間2時間を基準とするペーパーテスト 1人1回につき 530円</u></p> <p><u>(3) 身体機能検査機器によるテスト 1人1回につき 300円</u></p> <p><u>(4) 模擬運転装置によるテスト 1人1回につき 420円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 手数料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(手数料の減免)</u></p> <p><u>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。</u></p> <p><u>第4条・第5条 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
自動車の種類		金 額							
	持ち込んだ自動車を使用して運転練習をする場合	知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合							
大型自動車 (トラック)	1回につき 4,050円	1回につき 8,550円							

に限る。)		
大型自動車 (バスに限 る。)	同 4,050円	同 8,950円
中型自動車 (トラック に限る。)	同 4,050円	同 8,300円
中型自動車 (バスに限 る。)	同 4,050円	同 8,700円
準中型自動 車(トラッ クに限 る。)	同 4,050円	同 7,850円
普通自動車	同 3,700円	同 6,250円
大型特殊自 動車	同 4,050円	同 8,100円
けん引自動 車	同 4,050円	同 7,650円

備考 運転練習を指導する者として知事が別に定めるものを同乗させる場合は、この表に掲げる金額に2,350円を加算した額とする。

別表第2 (第2条関係)

(新設)

運転適性検査の種類	金額
所要時間1時間を基準とするペーパーテスト	1人1回につき 300円
所要時間2時間を基準とするペーパーテスト	同 530円
運転適性検査機によるテスト	同 300円
運転シミュレーターによるテスト	同 420円

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）

改正後			改正前		
<p>本則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第2条～第18条 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別表第5（第18条関係）</p>			<p>本則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域<u>及び準住居地域</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第2条～第18条 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別表第5（第18条関係）</p>		
手数料を納付すべき者	手数料の名称	金額	手数料を納付すべき者	手数料の名称	金額
6 法第9条第1項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者	風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料	9,900円	6 法第9条第1項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者	風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料	1万1,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 法第10条の2第1項の特例風俗営業業者の認定を受けようとする者	風俗営業特例認定申請手数料	1万3,000円	8 法第10条の2第1項の特例風俗営業業者の認定を受けようとする者	風俗営業特例認定申請手数料	1万5,000円
備考 1～5 (略)			備考 1～5 (略)		
6 8の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の法第10条の2第1項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定の申請に係			6 8の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の法第10条の2第1項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定の申請に係		

る手数料の額は、それぞれ8の項の右欄に掲げる額から3,000円を減じた額とする。

7 15の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の法第31条の22の許可を受けようとする場合における当該他の同条の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に掲げる額から8,700円を減じた額とする。

8～12 (略)

る手数料の額は、それぞれ8の項の右欄に掲げる額から3,300円を減じた額とする。

7 15の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の法第31条の22の許可を受けようとする場合における当該他の同条の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に掲げる額から8,000円を減じた額とする。

8～12 (略)

5 神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）

改正後				改正前			
第1条～第5条（略）				第1条～第5条（略）			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額	手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額
2の8 確認事務の委託の 手続等に関する規則 第13条第2項の規 定による駐車監視 員資格者証の再交 付を受けようとする 者	駐車監視員資格者 証再交付手数料		1,800円	2の8 確認事務の委託の 手続等に関する規則 第13条第2項の規 定による駐車監視 員資格者証の再交 付を受けようとする 者	駐車監視員資格者 証再交付手数料		2,000円
4の2 法第97条の2第1 項第3号イに規定 する認知機能検査 に関する知識に関 して行う講習を受 けようとする者	認知機能検査員講 習手数料		1,400円 （運転免許に係る 講習等に関する規 則（平成6年国家 公安委員会規則第 4号）第7条第2 項に規定する者が 受ける場合には、 800円）	4の2 法第97条の2第1 項第3号イに規定 する認知機能検査 に関する知識に関 して行う講習を受 けようとする者	認知機能検査員講 習手数料		3,850円 （運転免許に係る 講習等に関する規 則（平成6年国家 公安委員会規則第 4号）第7条第2 項に規定する者が 受ける場合には、 2,100円）

5 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者	運転経歴証明書交付手数料		1,100円	5 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者	運転経歴証明書交付手数料		1,000円
5の2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者	運転経歴証明書再交付手数料		1,100円	5の2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者	運転経歴証明書再交付手数料		1,000円
6 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者	チャレンジ講習手数料	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習であって、神奈川県公安委員会規則で定めるもの	2,650円	6 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者	チャレンジ講習手数料	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習であって、神奈川県公安委員会規則で定めるもの	2,670円
	特定任意高齢者講習手数料	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者	1,800円		特定任意高齢者講習手数料	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者	1,510円

		に対して行う講習であって、神奈川県公安委員会規則で定めるもの				に対して行う講習であって、神奈川県公安委員会規則で定めるもの		
7 法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,550円	7 法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,600円
			(略)	(略)			(略)	(略)
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,100円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 6,600円)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,400円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 7,050円)
			普通自動車免許に係る試験	(略)			(略)	普通自動車免許に係る試験
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円	
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,550円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,200円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安	

			委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>3,350</u> 円)				委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>3,100</u> 円)
	特定第一種運転免許	(略)	(略)		特定第一種運転免許	(略)	(略)
	転免許	(略)	(略)		転免許	(略)	(略)
	(大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽(けん)引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽(けん)引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,600</u> 円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>4,050</u> 円)		(大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽(けん)引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽(けん)引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,950</u> 円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>4,500</u> 円)
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900</u> 円		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	<u>1,850</u> 円
		法第97条の2第1項の規定の適用を	1,500円			法第97条の2第1項の規定の適用を	1,500円

			受けない場合				受けない場合		
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の1の規定の適用を受ける場合	1,700円		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の1の規定の適用を受ける場合	1,750円	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,800円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,550円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円)	
		仮運転免許に係る試験	(略)	(略)		仮運転免許に係る試験	(略)	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,900円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,850円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円)	
8 法第89条第	検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自		3,900円 (公安委		8 法第89条第	検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自	4,050円 (公安委

3項の規定による検査（以下「検査」という。）を受けようとする者		自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,400</u> 円)	3項の規定による検査（以下「検査」という。）を受けようとする者		自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,700</u> 円)
		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>3,750</u> 円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,550</u> 円)			普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>3,850</u> 円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,750</u> 円)
9 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	<u>1,900</u> 円 （法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,400</u> 円)	9 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	<u>2,000</u> 円 （法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,650</u> 円)
		普通自動車免許	<u>1,750</u> 円)			普通自動車免許	<u>1,950</u> 円)

		に係る再試験	(法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>2,550円</u>)			に係る再試験	(法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>2,850円</u>)
		大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,650円</u> (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>3,100円</u>)			大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,750円</u> (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>3,300円</u>)
		原動機付自転車免許に係る再試験	<u>1,000円</u>			原動機付自転車免許に係る再試験	<u>1,050円</u>
10	法第	免許証 (略)	(略)	10	法第	免許証 (略)	(略)

	92条第1項の規定による運転免許証（以下「免許証」という。）の交付を受けようとする者	交付手数料	仮運転免許に係る免許証	1,150円		92条第1項の規定による運転免許証（以下「免許証」という。）の交付を受けようとする者	交付手数料	仮運転免許に係る免許証	1,100円
11	法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	(略) 仮運転免許に係る免許証	(略) 1,150円		11 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	(略) 仮運転免許に係る免許証	(略) 1,100円
12	法第101条第1項、法第101条の2第1項又は法第101条の2の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者	免許証更新手数料	法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証の更新 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新	2,500円 2,550円		12 法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者	免許証更新手数料		2,500円
13	(略)	(略)		(略)		13	(略)	(略)	(略)

13の2 法第97 条の2 第1項 第3号 イに規 定する 認知機 能検査 を受け ようとする者	認知機 能検査 手数料		<u>750円</u>	13の2 法第97 条の2 第1項 第3号 イに規 定する 認知機 能検査 を受け ようとする者	認知機 能検査 手数料		<u>650円</u>
14 法第 91条の 規定に より運 転する ことが できる 自動車 及び原 動機付 自転車 の種類 を限定 された 者で、 その限 定の全 部又は 一部の 解除を 受ける ため、 公安委 員会の 審査を 受けよ うとし る者	審査手 数料		<u>1,400円</u> (公安委 員会が提 供する自 動車を使 用して受 ける場合 にあって は、 <u>2,850</u> 円)	14 法第 91条の 規定に より運 転する ことが できる 自動車 及び原 動機付 自転車 の種類 を限定 された 者で、 その限 定の全 部又は 一部の 解除を 受ける ため、 公安委 員会の 審査を 受けよ うとし る者	審査手 数料		<u>1,450円</u> (公安委 員会が提 供する自 動車を使 用して受 ける場合 にあって は、 <u>3,000</u> 円)
15 法第 99条の 2第4 項の規 定によ る技能 検定員 資格者 証の交 付を受 けよう	技能検 定員資 格者証 交付手 数料		<u>1,150円</u>	15 法第 99条の 2第4 項の規 定によ る技能 検定員 資格者 証の交 付を受 けよう	技能検 定員資 格者証 交付手 数料		<u>1,100円</u>

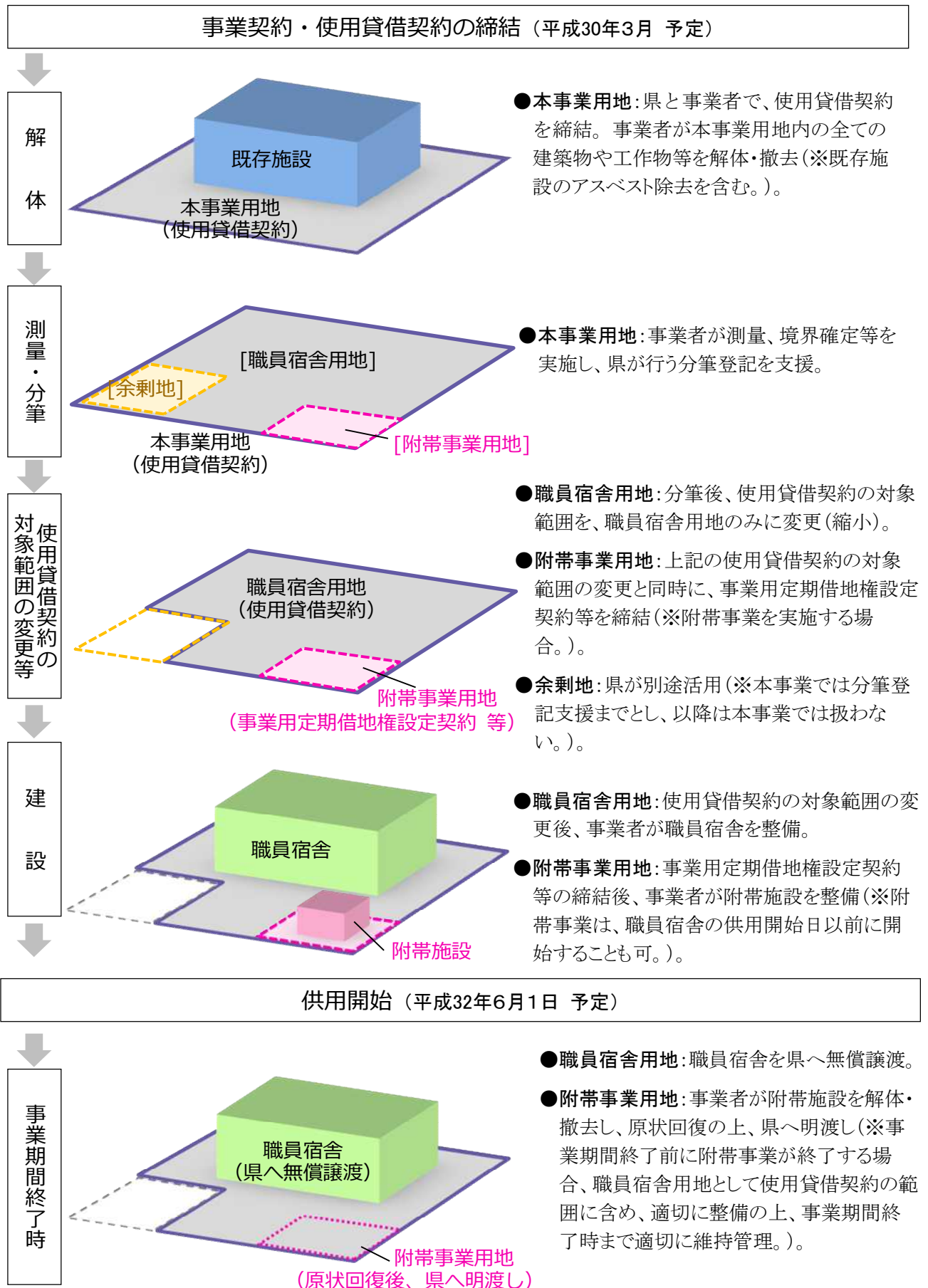
とする者				とする者			
16 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）を受けようとする者	技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2万</u> 3,400円	16 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）を受けようとする者	技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2万</u> 3,100円
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1万</u> 9,500円			普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1万</u> 9,650円
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1万</u> 4,700円			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1万</u> 4,500円
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>2万</u> 1,500円			大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>2万</u> 1,700円
17 法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証交付手数料		<u>1,150円</u>	17 法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証交付手数料		<u>1,100円</u>
18 法第99条の3第4項第1号イの	教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審	<u>1万</u> 4,550円	18 法第99条の3第4項第1号イの	教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審	<u>1万</u> 4,600円

規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者		査		規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者		査	
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1万 1,850円			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1万 1,800円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,650円			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,400円
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1万 2,450円			大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1万 2,750円
19 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料		2,350円	19 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料		2,400円
20 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	(略)	(略)	20 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	講習1時間につき 1,950円			法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	講習1時間につき 2,100円
		法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準			講習1時間につき 4,450円	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習

		中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)				中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	
		準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習1時間につき 3,500円			準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習1時間につき 3,400円
		普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,800円			普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円
	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習 (略)	講習1時間につき 4,150円 (略)			大型自動車二輪車免許に係る講習 (略)	講習1時間につき 4,100円 (略)
	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習 (略)		講習1時間につき 1,500円 (略)			法第108条の2第1項第6号に掲げる講習 (略)	講習1時間につき 1,400円 (略)
	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間につき 1,400円			法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間につき 1,300円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間につき 750円			法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき 650円
	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習 (略)	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円			原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,400円

6 神奈川県警察職員宿舎整備運営事業（第2期）事業契約の概要

(1) 本事業の概要と実施フロー



(2) 施設概要

事業者は以下の施設を整備する。

項目	分類	施設名等	面積要件	設置要件
独身寮	居住施設 (住戸)	独身用住戸 (ワンルーム)	25.08㎡/戸	108戸
	共用施設	管理人室 (入居者用)	18.0㎡	1室
		集会室 (入居者用)	52.0㎡	1室
		エントランスホール、 共用廊下・階段等	適宜	
		エレベーター		
世帯寮	居住施設 (住戸)	世帯用住戸 (3LDK)	65.43㎡/戸	70戸
	共用施設	エントランスホール、 共用廊下・階段等	適宜	
		エレベーター		
付属施設		駐車場 (平置)	140台	
		駐輪場	283台	
		自動二輪車駐輪場	11台	
		ゴミステーション	適宜	平塚市まちづくり条例に基づき 整備
		外構等	適宜	

(3) 家賃等

入居者が支払う家賃の額については、下表に掲げる条件で事業者が自ら設定するものとし、その他の項目については、下表に掲げる額とする。

類型	種類	金額
家賃	独身寮	月額58,500円/戸
	世帯寮	月額87,500円/戸
共益費	独身寮・世帯寮	月額 3,000円/戸
駐車場使用料	普通自動車	月額 9,000円/台 (税別)
駐輪場使用料	自動二輪車	月額 2,000円/台 (税別)
	自転車	無料
その他	集会室 (入居者用)	無料
	管理人室 (入居者用)	無料

※家賃は10年毎に逡減する。

(4) 事業スキーム概要

本事業は、神奈川PPP方式（土地使用貸借方式）により実施する。

項目	内容
契約形態等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、県有地である職員宿舍用地について、事業者との間で土地使用貸借契約を締結し、事業期間中、事業者により土地を使用貸借（無償）する。 ・ 職員宿舍用地を借り受けた事業者は、自ら資金調達を行い、職員宿舍を整備する。また、事業期間中、職員宿舍を所有し、その運営・維持管理を行う。 ・ 事業者は、事業期間終了後に職員宿舍を県に無償で引き渡す。
事業期間	事業契約締結（平成30年3月を予定）から平成72年9月末日（供用開始後約40年間）
家賃補償	入居者から徴収する家賃収入額が、全室数に対する入居率100%時（以下「入居率100%」という。）の家賃収入の総枠の90%を下回った場合、その差額を「入居補償料」として、県が事業者を支払う。
納付金	入居率が入居補償率を超えた場合は、超過した部分に相当する家賃収入の50%を、事業者が県に納付する。

(5) 事業の対象範囲

①職員宿舍整備運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計、建設・工事監理業務 <ul style="list-style-type: none"> ※ 既存施設の解体・撤去業務も本事業に含め、工事費相当額を県が別途、負担する。 ・ 運營業務 <ul style="list-style-type: none"> ※ 県は、事業者に入居者を紹介する。 ・ 維持管理業務
②附帯事業(任意提案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、本事業の目的を妨げない範囲において本事業用地を有効活用し、附帯施設を整備し、附帯事業を実施する（事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない）。 ※ 附帯施設は附帯事業用地に整備するものとし、職員宿舍との合築や職員宿舍内への設置は認めない。
③余剰地の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、職員宿舍の整備に当たり、本事業用地から4,018.29㎡の余剰地を創出できるよう計画した上で、余剰地の分筆登記に必要な業務（測量、境界確定、図面及び書類の作成等）を実施する。 ※ 当該余剰地は、本事業とは別に、県が別途処分等を含めた利用を予定している。

(6) 募集・選定及び事業スケジュール

【主な募集・選定及び事業スケジュール】

内容	日程（期間）
実施方針等の公表	平成29年1月
実施方針等に関する意見招請	平成29年2月
入札説明書等の公表	平成29年4月
入札説明書等に関する質問受付	平成29年4月
個別対話の実施	平成29年6月
参加表明書の受付	平成29年7月
入札書類、提案書の受付	平成29年8月
ヒアリングの実施	平成29年10月
落札者の決定	平成29年10月
基本協定の締結	平成29年11月
仮契約の締結	平成29年12月
契約締結（県議会の議決）	平成30年3月予定
事業期間	事業契約締結日～平成72年9月末日（約43年）
設計・建設期間 （既存施設の解体・撤去を含む）	事業契約締結日～平成32年5月末日
供用開始予定日	平成32年6月1日
運営・維持管理期間	供用開始日～平成72年9月末日（約40年）